

## 鳥取県告示第634号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 鳥獣保護区の名称

湖山池鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

鳥取市湖山地内の県道伏野覚寺線と県道湖山停車場布勢線との交点を起点とし、同所から県道湖山停車場布勢線を南方に進み、市道古海高住線に至り、同市道を西方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を西方に進み、県道金沢伏野線に至り、同県道を北方に進み、市道湖岸線に至り、同市道を北方に進み、鳥取市伏野地内の農道に至り、同農道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、現場の巡視、関係市町村、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。